

平成27年度
包括外部監査の結果報告書

農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当
該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財
務事務について

(概要版)

愛知県包括外部監査人

公認会計士 柏木勝広

目 次

	頁
第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	1
5. 外部監査の対象期間	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	2
第 2 農林水産業振興施策に関する概要	3
第 3 外部監査の結果－総括的事項－	4
1. 食と緑の基本計画 2015 について	4
2. 県産農産物の高付加価値化の取組について	5
3. 農地の集積・集約化の進展策について	6
4. 畜産業における経営継承支援策の強化について	6
5. 農家の法人化支援施策の強化について	6
6. 水産資源管理の継続的な努力及び啓発について	7
7. 長期的な視点による森林資源の循環利用について	7
8. 農林水産業に係る試験研究について	7
9. 管理事業別の資産マネジメントについて	8
10. 普通財産の利活用の促進について	9
第 4 外部監査の結果－個別的事項－	9
I 農林政策課	9
1. 食と緑の基本計画 2015 について	9
II 農林水産事務所	9
1. 農林水産事務所の概要	9
2. 食と緑の基本計画 2015 の地域推進プランについて	9
3. GAP手法導入組織・法人の指導業務について	10
4. 尾張地域食育推進会議について	10
5. 物品管理について	11
6. 応急ポンプの管理及び貸出について	11
7. 排水機維持管理費補助金について	12

8.	あいち森と緑づくり事業について	1 2
9.	”活かす”あいちの農林水産業に係る女性起業家支援について	1 3
III	公益財団法人愛知県農業振興基金	1 3
1.	団体の概要	1 3
2.	助成事業について	1 3
IV	農林検査課	1 4
V	食育推進課	1 4
1.	いいともあいち運動について	1 4
2.	小学校における農林漁業体験学習の推進について	1 5
3.	6次産業化支援事業について	1 5
4.	あいちの農林水産フェアについて	1 6
5.	学校給食における地場食材の利用推進について	1 6
6.	あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業について	1 6
VI	農業振興課	1 7
1.	農地中間管理事業について	1 7
2.	食と緑の基本計画 2015 について	1 8
VII	農業経営課	1 8
1.	食と緑の基本計画 2015 について	1 8
2.	青年就農給付金事業について	1 9
3.	農業改良普及事業について	1 9
4.	農業金融対策について	2 0
5.	農業大学校学生寮建築工事に係る事業者選定支援業務について	2 0
VIII	農業大学校	2 1
1.	機関の概要	2 1
2.	現金管理について	2 1
3.	鍵の管理について	2 1
4.	毒劇物の管理について	2 1
5.	物品管理について	2 1
IX	農業総合試験場	2 2
1.	機関の概要	2 2
2.	外部評価について	2 2
3.	研究成果のPR活動について	2 2
4.	毒劇物の管理について	2 3
5.	印鑑の管理について	2 3
X	愛知県農業信用基金協会	2 3
1.	団体の概要	2 3

2.	協会における保証及び管理について	23
X I	園芸農産課	24
1.	「花の王国あいち」のPR活動について	24
X II	畜産課	25
1.	飼料自給率について	25
2.	畜産振興対策事業補助金について	25
X III	家畜保健衛生所	26
1.	機関の概要	26
2.	飼育動物診療施設指導について	26
3.	動物用医薬品販売業者指導について	27
4.	家畜排せつ物適正処理対策（立入検査及び指導票交付）について	27
5.	飼料安全性確保強化指導について	27
X IV	畜産総合センター	27
1.	機関の概要	27
2.	畜産技術練習生制度について	28
3.	養豚に関する情報開示について	28
4.	生産物売払収入について	28
5.	ふれあいドームについて	29
6.	毒劇物の管理について	29
7.	物品管理について	29
X V	水産課	30
1.	食と緑の基本計画 2015 について	30
2.	漁村活性化総合対策事業費補助金について	30
X VI	水産試験場	31
1.	機関の概要	31
2.	試験研究等について	31
X VII	公益財団法人愛知県水産業振興基金	33
1.	団体の概要	33
2.	水産業振興基金における事業について	33
X VIII	愛知県漁業信用基金協会	35
1.	団体の概要	35
2.	漁業信用基金協会の事業について	35
X IX	農地計画課	35
1.	土地改良法に関する事務手続について	35
X X	林務課	36
1.	担い手の育成・確保について	36

2.	あいち木づかいプランについて	36
3.	地域森林計画について	37
XX I	森林保全課	37
1.	間伐について	37
2.	林業振興対策事業費（小規模林道事業費）補助金について	37
XX II	森林・林業技術センター	38
1.	機関の概要	38
2.	試験研究等について	38

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について

3. 事件（テーマ）を選定した理由

愛知県では、平成16年4月に施行された「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念の実現を目的として、平成23年5月に「食と緑の基本計画2015」を策定・推進している。また、農林水産業の振興は、平成26年度予算の「7つの柱」の施策のうち「元気な経済・産業・地域づくり」の一部に位置づけられるとともに、平成26年3月に策定された「あいちビジョン2020」においても「農林水産業～競争力ある農林水産業に向けて」が12の重要政策課題の一つに位置づけられ、農林水産業の市場拡大・経営革新、生産性の高い農林水産業の展開、持続性のある農林水産業の発展が主な政策の方向性に掲げられている。さらに、世界的な食料需給の逼迫傾向の高まりや食品の偽装表示等による食の安全に対する不安の拡大など、近年の食と緑を取り巻く情勢の変化の中で、その重要性は今後ますます高まっていくものと考えられる。

こうした点から、県にとって重要であるとともに、県民の生活に密着し、県民の関心が高い領域と思われるため、監査を実施することに大きな意義があると考えられる。よって、当該施策の財務事務について、法令等に対する合規性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、県にとって大きな意義があると考え、監査テーマとして選定した。

また、公益財団法人愛知県農業振興基金及び公益財団法人愛知県水産業振興基金は、それぞれ農業及び水産業の振興を目的とした事業活動を展開していること、さらに、愛知県農業信用基金協会及び愛知県漁業信用基金協会は、それぞれ農業者等及び中小漁業者等の債務保証による事業支援を展開していることから、当該団体が実施する事業についても監査対象とした。

4. 外部監査の対象部署

愛知県農林水産部

愛知県農業信用基金協会

愛知県漁業信用基金協会

公益財団法人愛知県農業振興基金
公益財団法人愛知県水産業振興基金

5. 外部監査の対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成27年度予算額も参考とする。)

6. 外部監査の実施期間

自：平成27年6月8日 至：平成27年12月14日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか(合規性)
- ② 「食と緑の基本計画2015」の施策の柱である「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」「県産農林水産物の適切な消費と利用の促進」「自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保」のために効果のある事業が、経済的・効率的に行われているか、施策に関連する事業が県の産業を活性化させることに資するかどうか
- ③ 関連する施設の管理・運営が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に実施されているかどうか
- ④ 関連する財政的援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているかどうか
- ⑤ 地方機関における業務運営が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に執行されているかどうか
- ⑥ その他農林水産業施策に係る事業が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に執行されているかどうか

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた地方機関等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

公認会計士 9名、日本公認会計士協会準会員2名、弁護士1名

第2 農林水産業振興施策に関する概要

県における農林水産行政の基本方針は以下のとおりである。

農林水産業及び農山漁村は、安全で良質な食料等の安定供給はもとより、県土や自然環境の保全、水資源のかん養、洪水の防止などの多面的な機能を有しており、県民の安全で安心できる豊かな暮らしを実現するためには、これらの機能を一層発揮させていくことが重要である。

しかしながら、農林水産業を取り巻く環境は、販売価格の低迷等に加え、燃油・飼料等資材価格の高止まりなどにより農林漁業者の経営は厳しさを増しており、また、担い手の減少・高齢化、優良な農地や漁場の減少なども進んでいる。

こうした中、国においては、平成25年12月に、今後の農林水産行政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、産業として競争力のある「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることを目標としている。

このような現状を踏まえ、平成26年度予算においては、国の施策に適切に対応しながら、平成27年度を目標とする「食と緑の基本計画2015」における「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」、「県産農林水産物の適切な消費と利用の促進」及び「自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保」を施策の3本柱として、担い手・就農希望者等に対する支援体制の強化や、県産農林水産物の消費拡大に向けた取組の支援、洪水や地震などの自然災害に備えた防災対策の推進など、各種施策を着実に実施する。

第3 外部監査の結果－総括的事項－

1. 食と緑の基本計画 2015 について

(1) 目標設定について（意見）

食と緑の基本計画 2015（以下、「基本計画」という。）の達成に向けて、県は、中間年度及び最終年度において目標の達成状況を確認し評価を行うこととなっており、中間年度評価がすでに公表されている。

監査の結果、以下のように、①目標自体の設定の妥当性に課題のあるもの、②目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの、③目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるものが見受けられたため、今後の基本計画における施策目標の設定及び施策の推進に当たり検討されたい。

① 目標自体の設定の妥当性に課題のあるもの

ア. 「県産農林水産物の輸出品目数」

県としては、意欲ある生産者等に対する輸出機会の創出に努めていくことが重要であることから、今後の基本計画における施策目標としては、商談件数等、他の指標について検討されたい。

イ. 「漁業生産量」

資源の状況を把握することなく漁業生産量を増加させる目標を立てると乱獲の誘因となり、また、過当競争を発生させる。主要目標は、水産業振興が漁業経営の安定を目的としていることから、将来的には「漁業生産額」とすることを検討されたい。

ウ. 「効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保」

実績値は、国の漁業センサスという調査統計によってのみ把握されているが、これは5年に1度発表されるものであり、最終年度の平成27年度は発表されないため、実績値が把握されない。今後の計画策定においては、年度毎に実績値を把握して進捗管理できる指標を検討されたい。

② 目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの

ア. 「新規農業就業者の確保」

新規就農者のすべてが基幹経営体になる前提で目標値が設定されているが、実際にはすべての就農者が基幹経営体になれるわけではないため、現行目標よりも多くの新規就農者を確保する必要がある。

③ 目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるもの

ア. 「農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合」

地域の農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

イ. 「学校給食における地域の産物を活用する割合」

規格・サイズ、価格、安定供給等の課題があるが、これらを解決し、地域の産物の活用割合を向上させるためには、学校と地域の農業関係者等との連携・協力体制の構築を今まで以上に促進することが望まれる。

(2) 基本計画における関係団体との役割分担について (意見)

基本計画に掲げる目標は、主要目標も施策目標も、県や市町村といった地方自治体の施策のみで達成できるものではないものがほとんどである。

こうしたことから、多様な関係団体それぞれが主体的に取り組めるよう、団体が大きな役割を担う取組を中心に各団体の役割の明示や、関係団体も参画した進行管理の実施について検討されたい。

2. 県産農産物の高付加価値化の取組について

(1) 健康増進の観点で踏まえた県産野菜の消費拡大について (意見)

本県の健康寿命は全国の都道府県の中でも有数であるが、1日当たり野菜の摂取量が男女とも全国最下位である。また、三大死因の一つであるがん(悪性新生物)の性別・部位別の年齢調整死亡率は、「気管、気管支及び肺」が男女とも全国平均より死亡率が高く、また女性の「胃」「直腸S状結腸移行部」「悪性リンパ腫」「大腸」では、やや死亡率が高い傾向がある。

一方、食品の持つ機能性が注目されるようになっており、平成27年度から「機能性表示食品」制度が始まっている。機能性表示食品とは、特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)という食品の機能性を表示することができる食品をいう。安全性の確保を前提とし、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものである。

こうした状況を踏まえ、野菜の健康増進効果に着目してその機能性をPRすることにより、県産野菜の消費拡大と健康増進の双方を高める取組は有効であると考えられる。

(2) 地理的表示の登録推進について (意見)

地理的表示保護制度とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称(地理的表示:GI)が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度である。

地理的表示保護制度を活用することで、愛知県産の農林水産物のブランド力が高まり、農山漁村・地域の活性化や農林水産物・食品の輸出促進につながると考えられる。県が地理的表示保護制度について積極的に普及啓発を行い、より多くの愛知県産農林水産物・食品が地理的表示に登録されるよう、

助言、指導、支援を行っていくことが望まれる。

3. 農地の集積・集約化の進展策について（意見）

今後の本県の農業の方向性としては、意欲ある担い手が大規模に事業展開できるよう農地を「集約」することがより重要であると考えます。平成26年度の貸付決定面積は136haであり、当面の目標の13.6%であった。出し手からの集積が進まない要因として、制度の周知・啓発がまだ足りていないという要因があると考えます。当該事業の対象は高齢の零細農家が主に想定されることから、わざわざ説明会や窓口に出向いてそうした情報を収集しようとする農地所有者は多くはないという事情が考えられる。よって、例えば、県の各地域農林水産事務所の職員が、集落の公民館等農家が参加しやすい場所で開催される説明会、あるいは戸別訪問等において、直接対面で、制度の周知・啓発を図ることが効果的であると考えられるため、検討されたい。

また、県においては、農地中間管理機構と農業委員会とのネットワークをより活用できるような取組を推進されたい。

4. 畜産業における経営継承支援策の強化について（意見）

本県の畜産業においても、高齢化や後継者不足が課題となっており、中長期的に事業環境が厳しさを増していくことが想定される。よって、畜産業を廃業しようとする農家の施設等の受け皿となる別の担い手とのマッチングの推進の重要性が今後高まると考えられる。

県においては、当該実態を十分に把握したうえで、畜産業におけるマッチング施策を率先して周知・啓発を行うとともに、関係団体と連携した施策の実施についても検討されたい。

5. 農家の法人化支援施策の強化について（意見）

個人経営が大部分を占める農業経営が法人化されれば、経営・財務上のメリットとともに、後継者を親族に限定して考える必要がなくなり、経営が円滑に継承されることに寄与するものと考えられる。

県では、認定農業者等に対し重点的に経営支援を行っているが、法人経営への支援として主だった取組は現在なされていない。

農業経営の法人化のメリットを十分に活かすため、県は、農家の法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家派遣等の取組を推進されたい。

6. 水産資源管理の継続的な努力及び啓発について（意見）

平成 26 年度の水産白書において、諸外国における漁業の現状と我が国漁業について比較・検討している。その分析によれば、我が国漁業は、漁獲量上位国のように新たな漁場や魚種を開拓したり、コスト競争に打ち勝って漁業生産量の増大を目指していくよりも、欧米諸国のように漁業資源の安定性を確保し、これを前提として、持続的な漁業経営が可能となる方策をとることが現実的としている。

県においては、水産課を中心として、資源管理に取り組んでおり、今後も引き続き、漁業者等の関係者と協力して、それぞれのケースごとに効果的で実施可能な対応を総合的に検討・実施することによって、水産資源の適切な管理に努めていくことが望まれる。また、平成 26 年度の水産白書が、このような取組が、消費者を始めとした一般の方々に正しく理解されることもますます重要としていることを踏まえて、水産エコラベル等を通じて、資源管理によるメリットを啓発していくことが望まれる。

7. 長期的な視点による森林資源の循環利用について（意見）

我が国の森林資源は、特に戦後造成された人工林が利用期を迎えつつあり、また、循環利用の観点からは、木材を積極的に収穫（伐採）して、その利用を拡大していくことが求められる状況にある。

本県においては、資源の成熟が進んでいることから、「植える→育てる→使う→植える」というサイクル、すなわち、森林資源の循環利用を推進する必要がある。

したがって、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の継続的利用を可能とする、長期的な視点による森林資源の循環利用を推進するために、主伐を含めた木材生産量の目標を設定し、その実施状況を評価していくことが望まれる。

また、これを推進するに当たっては、林業労働者の確保についても引き続き検討し、それらの実施状況を評価していくことが望まれる。

8. 農林水産業に係る試験研究について

（1）研究課題の決定段階における外部評価の実施について（意見）[農業総合試験場及び水産試験場]

農業及び水産業の研究課題の決定段階において、外部からの事前評価は現在のところ実施されていない。研究課題の決定については、各試験研究機関の各部門での検討及び農林水産技術会議の専門分科会（以下、「分科会」という。）での検討を経て決定されているが、一連の研究課題の決定において

は、専門知識を有した第三者もしくは研究当事者以外の第三者の視点が入っていない。

分科会に研究当事者以外の第三者の参画を求めること等により、事前の外部評価の実施を行うことを検討されたい。

(2) 外部評価の対象について（意見）[農業総合試験場]

農業総合試験場においては、年度ごとに設定される研究課題数は70件程度で推移している一方で、平成26年度の外部評価件数は5件となっている。

外部評価は、農業総合試験場が事前に10件程度の研究課題を提出し、その中から外部評価委員がサンプリングし評価を実施しており、現状では、農業総合試験場が提出した限られた研究課題から外部評価対象が選定されている。

第三者の視点から研究課題の事後評価を実施することが本来の趣旨であることから、研究課題の一覧の中から外部評価委員が評価対象となる研究課題を選定し、農業総合試験場が該当する研究課題を提出する体制に変更されることを検討されたい。

(3) 外部資金による試験費の安定的な獲得について（意見）[水産試験場及び森林・林業技術センター]

本県農林水産業の試験研究基本計画2015は、限られた予算と人員で各研究課題を推進するに当たり、国、大学、民間等との積極的な連携・協力を進めることを視点に取りまとめられている。そのため、試験費のほとんどは諸収入等の外部資金で賄っている。

今後も試験研究を確実に実施するためには、外部資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要がある、研究全体の企画調整・進行管理能力等のノウハウを蓄積していくことが望まれる。

9. 管理事業別の資産マネジメントについて（意見）

平成25年度における農林水産部の財務諸表（一般会計）を元に、事業用資産及びインフラ資産のうち主な償却性資産の施設老朽化率を算定したところ、施設老朽化率が75%以上となっている科目が多数あり、管理事業全体で75%以上となっている事業も半数ほどあった。

県は、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、平成32年3月末までに施設の健全性確保のための仕組みを確立する、としているが、それまでに耐用年数が到来してしまう資産も多く含まれるものと考えられる。

よって、県は、上記の仕組みの確立以前において主要な資産の更新時期が到来することが見込まれる施設については、更新投資需要を推計するとともに、存続の必要性について全庁的な視点で検討することが適切と考える。そのうえ

で、存続が必要と判断された施設については、資産の長寿命化のため、老朽化の実態に応じた計画的な維持管理を行うことが望ましい。

10. 普通財産の利活用の促進について（意見）

農林水産部が所管する土地・建物のうち、平成 26 年度末において普通財産に区分されている主なものについて、所管課に照会をした結果、それぞれの普通財産において少なくとも何らかの利活用の検討が進められているが、現状において方針が定められていないものもある。よって、これらについては、県有財産を経済的かつ効率的に活用するという観点から、売却も含めた更なる利活用の促進を図ることが適切である。

第 4 外部監査の結果—個別的事項—

I 農林政策課

1. 食と緑の基本計画 2015 について

① 基本計画における関係団体との役割分担について（意見）

基本計画に掲げる目標は、主要目標も施策目標も、県や市町村といった地方自治体の施策のみで達成できるものではないものがほとんどである。

こうしたことから、多様な関係団体それぞれが主体的に取り組めるよう、団体が大きな役割を担う取組を中心に各団体の役割の明示や、関係団体も参画した進行管理の実施について検討されたい。

II 農林水産事務所

1. 農林水産事務所の概要

農林水産事務所は、農業、林業及び水産業に関する事務を行っており、県は、7 の事務所、1 の支所及び 1 の出張所を設置している。

2. 食と緑の基本計画 2015 の地域推進プランについて

① 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合の向上のための取組について（意見）〔尾張農林水産事務所〕

「農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合」は、小中学生を対象にした食の大切さや農林水産業の魅力を伝える取組を農林漁業者や関係団体と連携して推進することとして、施策目標の一つに設定されている。

尾張農林水産事務所においても、「農林漁業体験学習に取り組む小学校の

割合（名古屋市を除く）」が施策目標の一つに設定されているが、「食と緑の基本計画 2015 尾張地域推進プラン目標達成状況」によると、50%台で推移しており、中間達成率（54.6%）は県全体（67.9%）の中で低水準となっている。

県は、各地域において各小学校が取組に積極的に対応できるよう、農業関係団体や各地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

② 施策目標の設定の妥当性について（意見）〔知多農林水産事務所〕

知多農林水産事務所における「食と緑の基本計画 2015 知多地域推進プラン 施策目標達成状況」において、施策目標⑥「効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保」は、実績値が5年に1度発表される国の漁業センサスという調査統計のみによって把握されるため、直近に発表された平成25年度のみ実績値が把握されており、その他の年度及び達成率の欄は空欄となっている。

今後の基本計画における施策目標の設定に当たっては、5か年の推進プランを計画的に推進するために、年度ごとに実績値を把握して進捗管理できる指標を検討されたい。

3. GAP手法導入組織・法人の指導業務について〔知多農林水産事務所〕

① GAP手法導入組織・法人の指導業務に係る役割分担の設定について（意見）

GAP（農業生産工程管理）手法は、国・県・JAグループ・民間企業等においてそれぞれ異なる手法を開発し農家等に推奨しており、様々な種類のものが存在している。

知多農林水産事務所が所管する地域においては、「JAあいち版GAP」は、個々のJAグループGAPごとに、JAと県の双方で役割分担して進められているが、役割の定めが明確になっていない。

よって、県は、各地域の推進状況に応じて県とJAとの適切な役割分担の下に指導業務がなされるよう、PDCAサイクルの各段階におけるJAとの役割分担を具体的に設定することを検討されたい。

4. 尾張地域食育推進会議について〔尾張農林水産事務所〕

① 尾張地域食育推進会議の実施について（意見）

尾張地域は、市町の数が多いため、5つのブロックにわけて、2年間のローテーションで食育推進会議を実施している。

2年間のローテーションで実施するのではなく、各ブロックで毎年実施す

ることが望ましい。

また、各ブロックにおける会議の内容を他のブロックにも発信し、ブロック間で情報を共有する体制を構築することが望まれる。

5. 物品管理について[知多農林水産事務所]

① 物品管理責任者の未指定について（意見）

知多農林水産事務所では、職指定により物品管理責任者を定め、すべての車両について保管場所を定めて管理し、使用しているが、物品使用一覧表と物品管理責任者指定票を確認したところ、物品使用一覧表の所在場所コードの誤りにより、物品使用一覧表上において物品管理責任者が正しく登録されていない車両6台が検出された。

よって、物品使用一覧表の所在場所コードの登録を修正されたい。

6. 応急ポンプの管理及び貸出について[海部農林水産事務所]

① 応急ポンプの管理方法について

ア. 故障品の管理場所について（意見）

海部応急ポンプ管理センターを視察したところ、故障している応急ポンプが2台あり、当該ポンプには故障している旨が記載された紙が貼り付けられているものの、通常品と同じ場所に並べて保管がされていた。

緊急時に多くの応急ポンプを持ち出す際に、誤って故障品が持ち出され迅速な対応ができず被害が拡大するリスクを考慮すると、故障したものは通常品とは別の場所に保管することが望まれる。

イ. 故障品の処分時期について（意見）

海部応急ポンプ管理センターを視察したところ、平成21年に故障した応急ポンプ7台が処分されずに保管されていた。

故障し、修繕ではなく買い替えにより対応すると判断した段階で、不用決定調書により不用の決定を行い、速やかに故障品を廃棄もしくは売却により処分すべきである。今後は、効率的に備品管理を実施すべく、定められた手続に則った上で速やかに故障品を廃棄もしくは売却することが望まれる。

ウ. 貸出・点検を行う応急ポンプの選定について（意見）

海部応急ポンプ管理センターにおいて、平成21年3月11日購入のパッケージ型ポンプ1台は使用したものの、平成23年3月28日購入のポンプ10台については、一度も使用していないものもあり、購入後使用しないポンプは、動作確認がされていない状況であった。

迅速な災害対応に支障が出るおそれがあるため、貸出や研修での使用、

点検に出す応急ポンプの選定についてルール化する対応が望まれる。

7. 排水機維持管理費補助金について[西三河農林水産事務所]

① 排水機維持管理事業チェックシートの記載誤りについて（指 摘）

西三河農林水産事務所管内の一部排水機場について、排水機維持管理事業チェックシートを閲覧したところ、本来であれば実績額を記載しなければならないところ、見込み額を記載していたという誤りが発見された。当該誤りが生じた原因は、希望地区調書及び補助金交付申請書を検査する際に、排水機維持管理事業チェックシート等と領収書等の証拠書類の照合を一部行わなかったことによるものと思われる。結果として、交付額は交付要綱の規定に収まっているものの、本来交付されるべき金額と誤差が生じている。

排水機維持管理事業チェックシートは各排水機場ごとの補助金交付額を決定する根拠となるため、照合を適切に行う必要がある。

8. あいち森と緑づくり事業について[新城設楽農林水産事務所]

① あいち森と緑づくり事業での間伐材利用促進について（意 見）

あいち森と緑づくり事業は、既存の事業では、整備できない森林を整備するものであり、間伐材搬出を目的とした事業ではないが、今後は事業実施後、可能であれば、森林所有者自らが、間伐材搬出をすることを県として促していくことが望まれる。

② あいち森と緑づくり事業における調査地の選定方法等について（意 見）

あいち森と緑づくり事業の施工業者の選定方法は、一般競争入札と指名競争入札により行われている。しかし、その後実際に施工業者が現場において作業を行う際には県の作成した設計書の間伐（伐採）本数の見積りと異なることがある。その際には、県（発注者）に対して、条件変更確認請求通知書により通知し、当初予定と実際の作業時との差異の確認を請求することになっている。

工事の設計変更を行った場合には、1番目に低い価格を提示した落札者と2番目の価格との差額を超えてしまう差異が発生することもあるため、入札の公平性を期すには、請負工事の契約後に設計変更を極力減らすことが望ましいと考える。

当事業の場合、このような問題点を解決する方法として、例えば、外部の業者に委託する際にさらに精緻な調査を委託することが考えられる。県の職員が実施地区のすべての部分を網羅的に調査することは実行可能性が乏しいと考えられるが、外部の専門業者に委託する際に調査精度がより向上するような調査地の選定方法等を検討することで設計書自体を精緻に作成する

ことを可能にし、工事の設計変更を行うケースを減らすことが望まれる。

9. ”活かす” あいちの農林水産業に係る女性起業家支援について[新城設楽農林水産事務所]

① 女性起業家に対する新たな支援策について（意見）

現在、新城設楽農林水産事務所では「しんせつネット」と呼ばれるホームページを開設しており、新城設楽農林水産事務所をはじめとする県の取組や地域の情報を公開している。「しんせつネット」を使って地域の女性起業家などが作成した特産品などの紹介やネット販売の案内をすることが考えられる。また、県の SNS ページを使って特産品の PR 活動を行うことも望まれる。

② 技術支援も含めた起業家支援について（意見）

特産品の PR 活動を行うことで起業家を支援することに加え、その特産品の原材料に対する技術支援を続けて行うことによりヒット商品が生まれ事業として成立するようになれば、他にも地域ブランドの特産が次々に出てくるようになると考えられる。

実際に成功事例として、設楽町では全国的にも有名な酒蔵が存在し地域のお米を使用したヒット商品を生み出している。そのお米農家に対し、県としても技術支援を行っており、そのことでさらに良い商品が作られ、売上が伸びることで農家への還元が増えるという好循環が起きている。

今後は、同じような取組がお酒に限らず他の農産物からも見られることが望まれる。

Ⅲ 公益財団法人愛知県農業振興基金

1. 団体の概要

本県農業の持続的な発展と魅力ある地域社会の形成をめざし、農業者の創意工夫を活かした取組等を積極的に支援、促進することにより、本県の農業・農村の振興に寄与することを目的としている。

2. 助成事業について

① 当初申請額と実績金額の差額及び変更申請の時期について（意見）

当初の申請額 2,220,000 円に対し交付実績金額は 580,000 円と乖離しているが、これは調査方法の変更により調査活動費が減少したためである。平成 26 年 10 月 27 日の検討会で調査方法が決定されているが、変更申請が行われたのは平成 27 年 1 月であり、事業費の減少が判明した時点から変更申請

が行われるまでに長期間要している。

変更申請の時期が早ければ、助成金の減額分を他の事業の助成にまわすことが可能となるので、事業費の減少が判明した時点で、速やかに変更申請が行われるよう事業者に対し指導する必要がある。

このことについては、愛知県農業振興基金も十分認識しており、改善を進めている。

引き続き改善を進められたい。

② 助成金交付申請書（事業計画書）における積算根拠の明確化について（意見）

助成金交付申請書（事業計画書）において、見積書等が添付されていないため積算根拠が確認できない費用があった。現地調査や電話、メール等により積算内容を確認した場合には、確認を行った証跡を残す必要がある。

③ 実績報告書における証拠書類（写し）の添付について（意見）

実績報告書（兼）請求書において、支出一覧と銀行振込の利用明細書の写しのみが添付され、請求書の写し等が添付されていないため、支出内容が確認できないものがあった。実績報告書の証拠書類としては、支出内容の確認ができる請求書の写し等を添付するよう申請者に指導する必要がある。

IV 農林検査課

① 検査調書の確認項目の整理について（意見）

農林水産業協同組合等の検査にあたっては、検査の実施過程は検査調書として取りまとめられている。

検査実施にあたっては、国の検査方針や過年度の指摘事項等を踏まえて統一的な重点検査事項を定めているが、検査調書においては、どの項目が重点検査事項であるかが明確になっていない。そのため、検査すべき項目が検査されていない場合も考えられる。

したがって、検査調書において、どの項目が重点検査事項であるかを明確にしておくことが望ましい。

V 食育推進課

1. いいともあいち運動について

① いいともあいち運動の認知度と県産農産物等の購入割合に関する調査結果について（意見）

県では、平成 25 年度第 2 回県政世論調査の中で、いいともあいち運動の

認知度と県産農産物等の購入割合について、調査を実施している。

調査結果では、「いいともあいち運動」の認知度が21.7%、「運動についてよく知っている」割合が1.9%と低いものとなっている。

「いいともあいち運動」の認知度を高め、運動の内容をより多くの県民に知ってもらうため、いいともあいちネットワーク会員、いいともあいちサポーター、いいともあいち推進店への登録推進活動や地産地消に関する啓発活動等をさらに積極的に実施していく必要がある。

2. 小学校における農林漁業体験学習の推進について

① 関係機関との連携について（意見）

農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合は、平成23年度から平成26年度の各年度において目標値を下回っている。農林漁業体験学習の実施に当たり、教育関係機関との連携を強め、引き続き小学校における農林漁業体験学習の時間の確保を促進していく必要がある。

また、小学校と地域の農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアとの連携が不可欠であり、農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

3. 6次産業化支援事業について

① 地域の活性化につながる6次産業化の促進について（意見）

6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用し新たな付加価値を生み出す取組を「6次産業化」と呼んでいる。現状、個人主体の6次産業化が中心であり、地域全体の活性化につながる6次産業化は少ない。

農林漁業者、地域の食品製造業者、流通・小売業者、観光業者等の多様な関係者の連携を促進し、新たな付加価値を地域内で創出し、地域の雇用と所得の確保を図り、地域経済の活性化につながる6次産業化を支援していくことが望まれる。

② 成果指標について（意見）

6次産業化支援事業の成果指標として、「農商工連携等多様な取組による県産農林水産物を使った新商品開発品目数」が設定されている。6次産業化支援事業の目的は、地域資源を活用し新たな付加価値を生み出す取組の推進であり、新商品開発の推進だけではない。

したがって、6次産業化支援事業の目的が達成されたかを評価・測定する指標としては、新たに6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業計画を認定

する六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定数等、他の指標についても設定することが望まれる。

4. あいちの農林水産フェアについて

① 来場者に対するアンケートの質問項目について(意見)

あいちの農林水産フェアの来場者に対しアンケートを実施しているが、アンケートにおける質問項目に、あいちの農林水産フェアに来場したことで、県民の農林水産業、地産地消や食育に対する理解が深まったかどうかに関する事項を追加し、開催の目的が達成されたかどうかを調査し、調査の結果を今後の事業に反映することが望まれる。

5. 学校給食における地場食材の利用推進について

① 学校と地域の農業関係者等との連携・協力について(意見)

学校給食における地域の産物を活用する割合は、基準年より改善しているが、平成24年度から平成26年度の各年度においては目標値を下回っている。学校給食において地域の産物を利用するに当たり、規格・サイズ、価格、安定供給等の課題があるが、これらの課題を解決し、学校給食における地域の産物の活用割合を向上させるためには、学校と地域の農業関係者等との連携・協力体制の構築を今まで以上に促進することが望まれる。関係者による推進会議、協議会等の開催、成功事例の調査・分析・展開等について実施しているが、今後も当該取組の継続、強化が必要である。

6. あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業について

① 県産農林水産物の輸出促進について(意見)

県は、食と緑の基本計画2015の元で推進する重点的取組の一つに「県産農林水産物の国際競争力の強化」を掲げており、「県産農林水産物の輸出品目数」を施策目標の一つとして設定し、目標管理を行っている。

農産物の国内需要は、人口減少により長期的には増大が見込めない状況にある。また、平成27年10月に大筋合意に達した環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の影響に対する懸念が広がっている。しかし、諸外国における関税も引き下げられることから、輸出には追い風環境となることが見込まれる。

よって、県産農林水産物の一層の輸出拡大を推進するため、県においては、国内外の展示会・商談会等を活用するなど、意欲ある生産者等に対する輸出機会の創出に今まで以上に努めていくことが重要であることから、次期計画

における施策目標としては、商談件数等、他の指標について設定することが適切と考えられるため、検討されたい。

VI 農業振興課

1. 農地中間管理事業について

① 農地の集積・集約化の進展策について（意見）

県は担い手が利用する面積について 10 年間で 35,000ha の増加、当面は毎年 1,500ha の集積を目標としており、そのうち農地中間管理事業による集積目標を 1,000ha としているが、平成 26 年度の貸付決定面積は 136ha であり、当面の目標の 13.6%であった。

県は、出し手からの集積が進まない要因として、ア. 既存の類似制度が併存、イ. 貸出希望農地面積が少ない、ウ. 事業スキームが複雑で時間がかかる点を挙げている。

しかし、このほかにも、制度の周知・啓発がまだ足りていないという要因があると考えられる。平成 26 年度における農地中間管理機構の農地中間管理事業評価委員会の評価結果報告によると、まだまだ農家の末端まで当該事業の内容が認識されていない、存在すら知らない農家がほとんど、というのが現状という声もある。当該事業の対象は高齢の零細農家が主に想定されることから、わざわざ説明会や窓口に出向いてそうした情報を収集しようとする農地所有者は多くはないという事情が考えられる。

円滑化事業は出し手と受け手を個別にマッチングさせる事業であり、現状ではこちらの方が多くの出し手に選択されている。しかし、今後の県の農業の方向性としては、意欲ある担い手が大規模・効率的に事業展開できるよう農地を「集積・集約化」することがより重要であると考えられる。よって、県においては、自ら対象の農家（主として高齢の自給的農家）の方へ出向いて当該制度を周知・啓発することに取り組むことが望まれる。そのためには、例えば、県の各地域農林水産事務所の職員が、集落の公民館等農家が参加しやすい場所で開催される説明会、あるいは戸別訪問等において、直接対面で、制度の周知・啓発を図ることが効果的であると考えられるため、検討されたい。

② 農業委員会との連携について（意見）

農業委員会法改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、各市町村の農業委員会の役割として、「農地等の利用の最適化の推進」が義務業務として位置づけられた。

農地の集積・集約化を推進するためには、上記事務に関連して農業委員

会との連携を農地中間管理機構とともに積極的に行っていくことが重要であると考え。よって、県においては、農地中間管理機構と農業委員会との間におけるネットワークをより活用できるような取組を推進されたい。

2. 食と緑の基本計画2015について

① 離農等による将来の耕作放棄地に対する取組について（意見）

全国有数の農業県である本県においても、高齢化の進む農家の離農等により将来的に耕作放棄地が増加する可能性があるが、基本計画では、食と緑の現状（第2章）で、「優良な農地の減少」と記載されているものの、現状が継続した場合に将来どのような状況になっているかといった見込みについては明示されていない。

今後の計画の策定に当たっては、将来の耕作放棄地の発生を防ぐため、農業関係者と積極的に連携を図り、離農者から担い手への農地集積・集約が進むような各種の取組を推進されたい。

② グリーン・ツーリズムの取組について（意見）

グリーン・ツーリズムは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。グリーン・ツーリズムは、都市と農山漁村との交流の促進や、農山漁村の活性化のために有効と考えられ、基本計画においても、その推進が明記されている。

よって、県においては、市町村や農業関連主体、観光関連主体と連携し、県内の地域資源をつなげた魅力的なプランの構築を主導することが望まれる。

Ⅶ 農業経営課

1. 食と緑の基本計画 2015 について

① 「新規農業就業者の確保」の目標設定について（意見）

新規就農者の確保の目標設定は、基幹経営体目標数の 4,500 経営体を維持できるだけの新規就農者を 39 歳以下の青年から確保することを目指して、目標値が設定されている。

しかし、基幹経営体とは農業所得 800 万円以上の家族経営体もしくは農業所得 1,400 万円以上の企業経営体のいずれかであり、極めて高い経営能力を有する農業者のことである。新規就農者のすべてがこのような基幹経営体になるという前提のもとに目標値が設定されているが、実際にはすべての就農

者が基幹経営体になることができるわけではないと考えられる。

よって、今後の計画策定においては、必要となる基幹経営体が確保できる新規就農者数の目標設定となるよう改善を検討されたい。

2. 青年就農給付金事業について

① 親元就農者と非農家出身者離農率の測定について（意見）

国の制度である青年就農給付金は準備型、経営開始型のいずれも親元就農者の支給に厳しい要件が課せられている。一方で、就農の段階において農業で生計を立てる目途を一定程度つけることができ経営リスクの小さい農家出身者は、次代の農業を支える担い手として極めて重要性が高いと考えられる。

農家出身者の農業経営継承を促すための県独自の親元就農者支援制度の充実も長期的な課題であるといえる。そうした課題を検討する前段階として、農家出身者と非農家出身者それぞれの離農率に関する情報は有用であると考えられる。

限られた財源、人的資源の効率的な配分を可能とするためにも、農家出身者と非農家出身者を区分した離農率の測定及び分析を実施し、新規就農者支援策の立案に役立てることが望ましい。

3. 農業改良普及事業について

① 外部第三者評価の件数について（意見）

外部第三者評価は毎年度実施され、平成 26 年度の評価対象事例は 2 件である。平成 26 年度の普及事項は県全体の重点課題が 77 件、普及事項が 409 件あることを鑑みると、評価を受けている件数が全体と比してごく一部となっている。外部専門家の評価を受けることは、普及指導活動の効果的・効率的な実施に有用であると考えられる。評価事例数の増加を検討されたい。

② 普及指導データベースの利便性の向上について（意見）

普及指導員が実施した調査研究の成果を記した調査研究成績書や技術指導参考資料にアクセスすることのできるデータベースとして普及指導データベースがある。

普及指導活動の成果を共有することは非常に重要であり、普及指導データベースは有用なツールとなると考えられる。普及指導データベースの利便性向上のための取組を検討されたい。

4. 農業金融対策について

① 農業経営基盤強化資金利子補給補助金の過払いについて（意見）

平成 25 年度の補助金のうち田原市の 2 件の対象案件（計 66,862 円）について、平成 24 年度に対象元本が全額繰上償還済みのため補助金交付対象外であり、過払いとなっていたことが、平成 26 年度において判明していた。

再発防止策として、県では、償還状況の変更を貸付台帳に反映させた後、グループ内で供覧して複数の者が更新を確認する体制をとるとともに、農林水産事務所を通じて市町村及び金融機関に対し利子補給制度の周知徹底・データ照合方法等の指導強化を図ることとしている。

県は、類似の業務フローである農業近代化資金利子補給補助金や農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金についても、これらの体制強化を図るとともに、実際に運用されていることを確認することが適切と考える。

② 協会における保証に係るスピードの短縮方策の検討について（意見）

保証の受付から保証承諾までの対応のスピードに係る現状を把握する目的で、協会に対し、平成 26 年度保証案件に係る受付日から保証承諾日までの平均日数について協会に照会したところ、制度資金の方が一般資金よりも著しく長期の日数がかかっていた。

よって、県は、県独自の制度資金について、農家等の利便性を向上させ、もってその利用を促進するため、農家等が保証を申し込んで貸付を受けるまでにかかるスピードを可能な限り上げることが適切であると考えます。

5. 農業大学校学生寮建築工事に係る事業者選定支援業務について

① 契約業者選定方法について（意見）

当該事業者選定支援業務について、県は、公共工事（建築工事）発注者支援機関認定団体のうち、設計・施工一括発注方式による集合住宅の施工実績及び総合評価落札方式での技術的審査補助業務の実績がある唯一の団体との間で、地方自治法及び県財務規則の規定に基づき、随意契約を締結した。

しかし、同業務の実績はないものの同支援機関認定団体が県内において他にも 2 団体あったため、実績の有無を元に 1 者との随意契約とするのではなく、少なくとも相見積りにより金額の妥当性を検討することが考えられた。今後このような案件についての業者選定や金額の妥当性の確認にあたっては、より慎重な検討が望まれる。

Ⅷ 農業大学校

1. 機関の概要

愛知県立農業大学校（以下、「農業大学校」という。）は、農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設として農業後継者や農業の担い手を養成する施設である。

2. 現金管理について

① 現金出納簿の正確な作成について（意見）

平成 26 年 5 月 15 日の実習販売及び校内販売収入受取及び払込 1 件、平成 26 年 12 月 24 日のアーク溶接研修受講料の受取及び払込 1 件について現金払込書兼領収書が保管されているものの、現金出納簿に記載がなかった。日次の正確な現金残高管理のためにも、現金を受取った際及び払出した際、漏れなく現金出納簿に記載するよう改善されたい。

3. 鍵の管理について

① 鍵の管理について（意見）

鍵の管理簿を閲覧したところ、返却欄の記載漏れがあった。農業大学校においては個人情報等の機密情報も保管されていることから、鍵の管理は重要性が高く、トラブルがあった時のためにも慎重な運用が望まれる。

よって、最終退出者により確認が実施された旨を管理簿にサインする等、運用の見直しを検討されたい。

4. 毒劇物の管理について

① 農薬等の期限管理について（意見）

現物実査を行った際、農薬、劇物の一部に「使用期限」が切れているものが散見された。使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきである。

5. 物品管理について

① 物品の所在場所の変更について（意見）

物品使用一覧表に記載された所在場所とは異なる場所に所在する物品が発見された。物品の所在場所が変更された際は、適切に変更の手続を行うことが望まれる。また、年 1 度実施している実査の際には、所在場所についても留意されたい。

IX 農業総合試験場

1. 機関の概要

愛知県農業総合試験場（以下、「農業総合試験場」という。）は、昭和41年に農業試験場、養蚕試験場、園芸試験場、養鶏試験場、肉畜試験場を統合し設置された。

2. 外部評価について

① 外部評価の対象について（意見）

農業総合試験場においては、年度ごとに設定される研究課題数は70件程度で推移している一方で、平成26年度の外部評価件数は5件となっている。

外部評価は、農業総合試験場が事前に10件程度の研究課題を提出し、その中から外部評価委員がサンプリングし評価を実施しており、現状では、農業総合試験場が提出した限られた研究課題から外部評価対象が選定されている。

第三者の視点から研究課題の事後評価を実施することが本来の趣旨であることから、研究課題の一覧の中から外部評価委員が評価対象となる研究課題を選定し、農業総合試験場が該当する研究課題を提出する体制に変更されることを検討されたい。

② 研究課題の決定段階における外部評価の実施について（意見）

研究課題の決定段階において、外部からの事前評価は現在のところ実施されていない。研究課題の決定については、各試験研究機関の各部門での検討及び農林水産技術会議の専門分科会（以下、「分科会」という。）での検討を経て決定されているが、一連の研究課題の決定においては、専門知識を有した第三者もしくは研究当事者以外の第三者の視点が入っていない。

分科会に研究当事者以外の第三者の参画を求めること等により、事前の外部評価の実施を行うことを検討されたい。

3. 研究成果のPR活動について

① 場内生産農産物の場外活用の拡充について（意見）

場内生産農産物の一部については、「場内販売」により農業総合試験場の職員に対し販売されている。場内販売収入は財産収入の中で一定の規模があり、特に野菜・果樹・花きを扱う園芸研究部において大きな割合を占める。

場内生産農産物は農業総合試験場における試験研究活動の過程で生産される副産物であるが、一般県民にも消費してもらいアンケートなどで還元を得る方が、効果的な活用法であると考えられる。

よって、各種PR活動の場等、場外における活用の拡充を検討されたい。

4. 毒劇物の管理について

① 試薬・農薬等の期限管理について（意見）

現物実査を行った際、塩酸をはじめとする試薬や農薬の一部に「使用期限」が切れているものが散見された。使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきであると考えらる。

また、農薬については、使用期限を過ぎたものが保管されていたことから順次廃棄すべきである。

5. 印鑑の管理について

① 異動した職員及び他の場所に常駐する職員の印鑑について（意見）

現場視察を行った際、ゴム印等が保管されている箱の中に、すでに転勤していなくなった職員及び場内の他の場所に常駐する職員の印鑑（シヤチハタ印）が保管されていた。それぞれ忘れていったものであるとのことであるが、不正に使用されるおそれがあり、発見次第直ちに返却すべきである。

X 愛知県農業信用基金協会

1. 団体の概要

愛知県農業信用基金協会（以下、「協会」という。）は、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付についてその債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的としている。

2. 協会における保証及び管理について

① 代位弁済手続遅滞分の遅延損害金の支払について（指摘）

協会は融資機関との債務保証契約に基づき、債権者たる融資機関に対して原契約の延滞発生日から代位弁済日まで、1年分を上限として遅延損害金を支払うこととなっている。

抽出した代位弁済の案件において、協会が債権者の融資機関から請求されて期日代位弁済した月次返済債権に係る年14%の遅延損害金は、最長のもので328日分であった。原因は、延滞発生日から代位弁済請求日まで最長で276日分であったことと、請求日から履行日まで52日を要していたことで

ある。

協会は当該延滞の発生は認識していたため、延滞発生後 276 日間経過していることについて十分留意し、請求事務を円滑に行うよう、融資機関に指導しておく必要があった。

また、請求日から履行日までの遅延損害金についても、52 日のうち 39 日は当該融資機関による書類不備が原因であったため、協会にとって本来不要な支出となっている。

② 遅延損害金の支払について（意見）

協会は債権者たる融資機関に対して原契約の延滞発生日から代位弁済日まで、1 年分を上限として遅延損害金を支払うこととなっているため、延滞が発生すると遅延損害金は全額確実に債権者たる融資機関に支払われることになるため、遅延損害金まで含めて代位弁済することの経済的合理性に疑問がある。

例えば、代位弁済の対象とする遅延損害金について見直しを行い、それにより捻出される財源を利用して保証料率を引き下げること等、農家への金融支援及び農業振興に資する方策を検討することが望ましい。

③ 返済不能の要因となった事象の確認方法について（意見）

代位弁済に関する書類を閲覧したところ、台風や作物の病気による被害等の返済不能の要因となった旨の記載がされていた。これらの事象に関する確認方法は、協会担当者によると、融資機関への事情聴取のみであり、根拠書類等の確認はしていないとのことであった。

台風や作物の病気による被害等の返済不能の要因となった事象については、状況を把握できる写真の入手等、実態を把握できる方法を採用することが適切と考える。

X I 園芸農産課

1. 「花の王国あいち」のPR活動について

① PRの方法について（意見）

「あいち花フェスタ」をはじめとするPR活動は、対象が消費者（＝個人）のものが多く、花きは産地表示の義務がなく、実際に消費者が購入する花屋やスーパーマーケットにおいては、たとえ愛知県産の花きが置いてあったとしても、消費者がその花きを愛知県産だと認識することはまずない。

消費者に対するPRの効果を出すためには、「タグ」のようなものを切り花に付す等、消費者が一目で愛知県産と認識できるような仕組みを作ることが望まれる。

② PR対象について（意見）

消費者がいくら愛知県産の花きをよいものだと認識したとしても、結局は花屋やスーパーマーケットに陳列されている花きを購入するのが現状である。日持ちの良い花きや茎がしっかりと折れにくい花き等は、販売する側にも大きなメリットがあるため、花屋やスーパーマーケット、さらには卸売業者へのより一層のPRが必要であると思われる。

XII 畜産課

1. 飼料自給率について

① 飼料自給率の目標設定について（意見）

農林水産省は、平成20年度で20%であった飼料自給率を平成32年度には38%まで向上させることを政策目標に掲げている。

飼料自給率を高めることは、畜産農家における飼料費の引き下げに繋がり、畜産農家の健全な経営に寄与するものである。県は、これまで飼料自給率目標を設定していなかったが、平成37年度の飼料自給率目標を現在算定中である。長期的な目標数値を設定することで、県の畜産がより発展するよう今後も取組を継続されたい。

② 飼料自給率向上施策の拡充について（意見）

県では、飼料自給率の向上のため自給飼料等利用促進事業として、自給飼料生産利用機械施設の整備に対して補助金(平成26年度の実績額1,269千円)の交付、飼料用米の普及啓発活動等を実施している。また、平成27年度より動植物性残さ飼料化促進事業の実施を予定している。

飼料自給率の向上は、畜産農家の健全な経営を促進するものであり、県がバックアップできる効果的な施策の拡充を引き続き検討されたい。

2. 畜産振興対策事業補助金について

① 乳用牛群総合改良推進事業に係る補助金について（意見）

乳用牛群総合改良推進事業に係る補助金（以下、「乳用牛群補助金」という。）の直近5年間の補助金実績は、100万円未満で推移している。優良な国産種雄牛を選抜する後代検定を実施したことによる効果を測定し、事務コストと比較することで、今後、乳用牛群補助金を存続するのか、もしくは廃止するのかについての検討を実施されたい。

XⅢ 家畜保健衛生所

1. 機関の概要

家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するため、都道府県が設置するものと家畜保健衛生所法第1条に規定されている。県は、3の事務所、3の支所を設置している。

2. 飼育動物診療施設指導について

① 立入検査票（控）の紛失等について（指 摘）

平成26年度における立入検査実施件数23件のうち1件の立入検査票（控）が行方不明となっていた。また、立入検査票（控）3件が綴りに整理されていなかった。

立入検査票（控）の紛失等が生じた場合、管内施設の状況分析及び対策検討が適切に行えない可能性や、個別施設の次回検査時の指導が効率的に実施できない可能性が高まると考えられる。よって、立入検査票（控）の適切な整理保管を徹底すべきである。

② 改善報告書の提出依頼の検討について（意 見）

平成26年度における本所での立入施設の中に、薬事法関係等の検査項目のほとんどが違反状態である施設が1件あった。

改善指導の実効性を確保するため、改善報告書の提出依頼を検討されたい。

③ 立入検査計画の策定について（意 見）

立入検査の実施施設数は、実務上各施設を3年に1回実施する頻度として毎年度設定しているとのことであるが、立入検査計画として書面で定めてはなかった。

継続的な立入検査・指導を確実に遂行するため、立入検査計画を策定し、実施件数を書面で定め、計画と実績の対比により執行状況を管理することが適切と考える。

④ 放射線関連検査項目違反の改善指導方法について（意 見）

平成26年度における本所での立入施設23件中22件で違反項目があり、そのうちほとんどの施設で放射線関連検査項目での違反が含まれていた。

一方、豊田加茂支所管内においては、地域の獣医師会が専門業者と調整し、団体に受検することにより手間が簡素化され、かつ安価な料金での実施が可能になったことから、多くの施設が放射線装置の定期検査を受検するようになり違反状況は改善されている。

本所においては、豊田加茂支所における取組を参考にして、効率的かつ有効な改善指導の方法を検討されたい。

3. 動物用医薬品販売業者指導について

① 薬事監視台帳の記載ルールについて（指 摘）

薬事監視台帳を閲覧したところ、「改善状況等」が記載されていないものが多数見受けられた。また、これらの中には、同様の指導事項を繰り返し指摘されている事例が散見された。このうち、6回連続で指定外品目販売の違反を指導されている事例もあった。

立入検査の指導時又は適切な期間内に改善状況等が確認されない場合、上記のように指導すべき違反が繰り返され、指導業務の目的が達成されないリスクが高まると考えられる。よって、薬事監視台帳の記載ルールを再認識し、改善状況等の適正な記載について徹底を図られたい。

4. 家畜排せつ物適正処理対策（立入検査及び指導票交付）について

① 立入検査チェックシートへの記載の徹底について（意見）

「家畜排せつ物法立入検査チェックシート」を閲覧したところ、チェックマーク等の記載が漏れている項目や、問題がないとの理由からすべての項目でチェックマーク等の記載が省略されているものが見られた。検査の実施漏れを防ぐためにチェックシートへの記載を徹底し、検査実施の証跡を残す必要がある。

5. 飼料安全性確保強化指導について

① 巡回指導戸数の設定基準に関する資料の作成・保管について（意見）

巡回指導戸数については農林水産部畜産課で決定している。BSE 関連の飼料規制が主眼となっており、牛の農家数を基準に巡回指導戸数を設定している。

上記の巡回指導戸数の設定基準に関する資料は作成・保管されていない。巡回指導戸数の設定基準に関する資料を作成・保管することが望ましい。

XIV 畜産総合センター

1. 機関の概要

愛知県畜産総合センター（以下、「畜産総合センター」という。）は、平成3年に愛知県種畜センター、段戸山牧場及び愛知県種鶏センターを組織統合し設置された。

2. 畜産技術練習生制度について

① 畜産技術練習生の募集について（意見）

畜産総合センターでは、県の中核的畜産経営者等になりうる人材を育成することを目的として、畜産技術練習生の受入れ及び養成する役割を担っている。

畜産技術練習生募集要領は県のホームページ上で掲載されるが、畜産総合センターのホームページ上では最初の窓口画面で表示されておらず、認識しやすい掲載方法がとられているとはいえない。

畜産技術練習生を確保し、将来畜産業を担う者の育成を促進するため、畜産総合センターのホームページに制度の概要及び目的をより認識しやすいように掲載方法を改善することや、イベント実施時での案内等も実施することを検討されたい。

3. 養豚に関する情報開示について

① ようとん通信の発行について（意見）

畜産総合センターでは、平成 25 年 11 月まで「ようとん通信」をホームページ上で開示して、系統豚の譲渡可能頭数について情報提供を行っていた。しかし、平成 26 年 2 月に県内の養豚農場において豚流行性下痢（PED）が発生したことを要因とし、平成 25 年 11 月を最後に「ようとん通信」の発行は行われていない。

「ようとん通信」には、系統豚の譲渡可能頭数の他に学会での研究成果やイベント情報の告知等も記載されており、一般農家にとって有用な情報が多いといえる。また、系統豚の譲渡可能頭数がないことも一般農家にとって必要な情報であるといえる。

よって、「ようとん通信」を復活し継続的な情報提供を行っていくことを検討されたい。

4. 生産物売払収入について

① 肉豚の市場への出荷時期について（意見）

畜産総合センターにおいて生産される子豚のうち、審査により種豚として選ばれるのは、オスで全体の約 25%、メスで全体の約 35%であるため、実にオスの約 75%及びメスの約 65%が肉豚として市場販売に供されるため、その出荷時期は生育コスト（飼料費・衛生費等）とも関連して、収支への影響が大きい。

よって、肉豚の出荷に当たっては、当該収支の最適化が図られる時期に出荷するよう更なる検討を要望する。

5. ふれあいドームについて

① ふれあいドームの利用内規について（意見）

ふれあいドーム利用申込書を閲覧したところ、地元住民のスポーツ目的での利用が多く、申込みに関しては、当日申込みの当日利用が散見された。

ふれあいドームの適正な利用を図るため愛知県畜産総合センター多目的施設（ふれあいドーム）利用内規では、使用する日の前月の24日までの事前申込みを規定しており、当日申込みの当日利用は内規に反することとなる。

利用状況を再度勘案し、地元住民のスポーツ利用であれば当日申込みを認めるといった利用実態に沿った内規の変更等を検討されたい。

② ふれあいドームの稼働状況について（意見）

ふれあいドームの稼働率は48.2%となっている。稼働率が50%を割っており、より有効活用を図っていく必要があるといえる。

畜産の発展に資するための畜産生産団体もしくは国、市町村等公共団体が主催する催しや勉強会の実施や地元住民のスポーツ目的での利用の増加を図り、ふれあいドームの稼働率を高める方策を検討されたい。

6. 毒劇物の管理について

① 動物用医薬品の期限管理について（意見）

現物実査を行った際、動物用医薬品の一部に「使用期限」が切れているものが散見された。

使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきであると考えられる。

7. 物品管理について

① 物品使用一覧表への登載漏れについて（意見）

現在使用されており、備品表示票が貼付してあるものの、物品使用一覧表に載っていない台車が発見された。

動かなくなったため不用の決定をしたものの、その後修理を行ったところ動いたため使用していたとのことであるが、不用の決定時に慎重に判断をすべきである。

② 建物附属設備・物品の計画的な修繕、買替について（意見）

物品使用一覧表を閲覧すると、電気冷蔵庫等長年使用している物品が多数あった。電気冷蔵庫内にはワクチン等が保管されており、計画的に買い替えることが望まれる。

また、管理棟の空調設備が数年前から壊れており、修理されていない状況

である。職員の健康状態維持の観点からも、計画的な修繕を検討することが望まれる。

X V 水産課

1. 食と緑の基本計画 2015 について

① 施策目標の見直しについて（意見）

「食と緑の基本計画 2015」の「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」における水産業に係る主要目標は、漁業生産量とされている。

主要目標は、様々な施策の取組によって資源の維持増大を図り、その結果として水産業振興を図るとの考えから、過去の漁獲量を踏まえて毎年確認可能な漁業生産量を設定したものである。

しかし、資源の状況を把握することなく漁業生産量を増加させる目標を立てると乱獲の誘因となり、極限的には水産生物資源の維持に支障を来す場合も考えられる。また、過当競争を発生させ、適正サイズでの捕獲を阻害する要因にもなり得る可能性もある。

安値の産卵前の小さな魚を乱獲した結果、高値で売れるはずの成魚の資源量が減少し、例え一時的に漁業生産量が増加したとしても、漁業生産金額が減少する可能性がある。これは長期的には漁業生産量を減少させることにもなるため資源管理の面からも好ましくない。

以上より、「食と緑の基本計画 2015」の「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」における水産業に係る施策目標は、水産業振興が漁業経営の安定を目的としていることから、単に漁業生産量とするのではなく、将来的には漁業生産額とすることを検討されたい。

2. 漁村活性化総合対策事業費補助金について

① 補助対象経費の明文化について（意見）

当該補助金は水産業振興対策事業補助金交付要綱に基づいて支給されており、当該要綱によると補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）について交付されることとなっており、交付要綱や実施要領上で対象施設を定義しているものの、補助対象経費が明確に定義されていない。

補助金交付の明瞭性、公平性の観点から、補助対象経費について具体的に明文化することが望まれる。

② 補助金に係る事業種目の見直しについて（意見）

当該補助金は、漁協及びその周辺漁村の活性化が主目的であるので、実施

主体の漁協等が、安易に補助金頼みとならないように、より自立した水産業とするため、高齢化、食の安全、防災対策など漁業生産地の課題に対応した事業種目の検討が望まれる。

XVI 水産試験場

1. 機関の概要

県水産試験場（以下、「水産試験場」という。）は、全国の都道府県に先駆けて明治27年5月に幡豆郡一色町（現西尾市一色町）に設置された。

2. 試験研究等について

① 事業報告書の記載誤りの防止について（意見）

独立行政法人A（現国立研究開発法人。以下、「独法A」という。）の事業報告書を確認したところ、事業実績報告書に添付する帳簿の消費税の課税区分について、項目によって記載したり記載しなかったり統一されていない状況であった。また記載されている消費税の課税区分についても課税・不課税・免税の区分誤りが見られた。

独法Aに照会したところ、独法Aの内部の事務連絡では、「消費税の課税・不課税・免税の別を記載する*地方公共団体は記入不要」となっている。

したがって、県から提出する帳簿の課税区分は記載しないのが正しい対応だと考えられる。

今後は課税区分については記載しないことに統一する対応が求められる。また、各種書類の記載方法についても県と独法Aの双方の連携を密に行っていくことが望まれる。

② 資源管理に係る選択性漁具開発の促進について（意見）

多魚種を生産する本県においては、それぞれの魚種に合った資源管理方法を可能とすることで水産業の振興を図る必要がある。よって、資源管理についての漁業者への啓発に努めるとともに、選択性漁具の開発についても外部資金の獲得等により事業規模を拡大して実施することが望まれる。

③ はえ縄漁業のトラフグに係る漁獲量規制について（意見）

本県のトラフグの多くは「はえ縄」という漁法で漁獲され、主な漁場は渥美半島沖の遠州灘（通称：渥美外海）で、多くは知多半島先端の南知多町に水揚げされる。

愛知海区漁業調整委員会の指示により3月から9月を禁漁とし、600g未満の採捕を禁止している。さらに漁業者の自主規制により、はえ縄の針数を600に制限し、大きさも700g以上とより厳しく規制している。そして10月

の解禁を迎えてからも、獲り過ぎないように月ごとの出漁日を制限している。

しかしながら、現状では需要の実態を考慮した操業とはなっておらず、不安定な水揚げの問題は依然として解消されていない。

よって、県においても、はえ縄漁におけるトラフグについて、さらなる資源管理への取組と需要に見合った操業が行われるように指導することが望まれる。

④ 水産エコラベルの普及促進について（意見）

一般消費者には乱獲された水産物と資源管理に基づいて持続的に漁獲された水産物との区別がつかない。価格だけで考えた場合、消費者にとっては乱獲された水産物の方が有利となる場合もある。

そこで、資源や生態系に配慮し持続可能で適切に管理された漁業やその漁業で生産された水産物を認証し、認証水産物やその製品にラベルを付けて、消費者に持続的な漁業をアピールする制度が水産エコラベルである。消費者は水産エコラベルの付いた商品を選択的に買うことで資源管理を促進することができ、消費者の関心を高めることにもなる。

日本でも平成 20 年 4 月から、(社)大日本水産会に設置されたマリン・エコラベル・ジャパン (MEL ジャパン) による認証制度の運用が開始されており、平成 27 年 3 月末において全国で 22 漁業が認証を受けている。本県においてもイカナゴ船びき網漁業及びシラス船びき網漁業が認証取得しており先進的な取組がなされている。

しかし、本県の生産する魚種は多岐にわたっていることから、イカナゴ及びシラス以外の魚種についても MEL 認証を取得する余地があると考えられる。また、これにより消費者の資源管理に対する意識の向上も期待される。

よって、他の漁業種類についても MEL 認証が促進されるように漁業者を指導するとともに、認証取得に際して積極的な支援が望まれる。

さらに、消費者が選択的に行動することにより認証取得した漁業者に利益が還元されるよう、食育等の機会を捉えて資源管理によるメリットを啓発することにより消費者の理解を促進することが望まれる。

⑤ 外部資金による試験費の安定的な獲得について（意見）

平成 26 年度の水産試験場の試験費のほとんどは諸収入等の外部資金で賄っている。

今後も一定数の試験研究を確実に実施するためには、公募型の研究資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要がある。研究者の高い研究上の見識、あるいは当該研究全体の企画調整・進行管理能力等のノウハウを蓄積していくことが望まれる。

⑥ 毒劇物受払簿の記載方法について（意見）

水産試験場における毒物及び劇物等の管理は、「愛知県水産試験場毒劇物等管理要領」に基づいて行っている。「毒劇物受払簿」を作成し、本場については、毒物はグラム単位、劇物は本数単位で、受入れ時には受入数欄、払出し時には払出数欄に記載するとともに、現在数欄には未開封数量、使用中欄には開封済みの残量を記載しているとのことである。

しかし、漁業生産研究所等の他の施設においては、劇物についてもグラム単位での記載をしており、本場とは異なる取扱いをしている。

当該管理要領上は記載単位についての定めはないものの、県の健康福祉部保健医療局医薬安全課のホームページにおいて、毒物劇物の保管管理等については、「盗難・紛失防止措置として、「毒物劇物管理簿（受払い簿）」を作成し、日常的に使用量や残量を確認すること」とし、重量管理を求められているため、本場の劇物についてもグラム単位での記載が望まれる。

XVII 公益財団法人愛知県水産業振興基金

1. 団体の概要

愛知県水産業振興基金（以下、「水産業振興基金」という。）は、漁業振興、漁業操業安全、漁業経営の安定、漁協系統信用事業の健全化等についての諸施策を推進し、県内における水産物の安定供給と水産業の発展に寄与することを目的としている。

2. 水産業振興基金における事業について

① 事業完了確認書の完了日付の記入について（意見）

助成事業等、水産業振興基金の業務は定款に定めるもののほか、業務方法書によるものとされている。その業務方法書第12条（業績報告）には「助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書と添付書類を理事長に提出しなければならない」とされている。

しかし、事業関連書類を確認したところ、事業完了確認書内の完了日付の記載誤りが数点見られた。これは完了日付を記載する事業完了確認書を作成する際、差し込み文書機能を使用しているが、完了日付の部分を手入力により入力しているため人為的な誤りであるといえる。

このような人為的な誤りを防止するためには、例えば、元データの完了日入力時に実績報告書の日付と照らして20日以上経過している場合又は3月31日をまたいでいる場合にはエラーメッセージが出るようプログラムを組

む、あるいは、最終的な事業完了確認書を作成した際に紙面による記載チェックを2人以上で行う対策が望まれる。

② 助成対象経費の範囲の明文化等について（意見）

水産業振興基金では業務方法書に則って、漁業者組合に対し、資源管理型漁業の一環として実施するイカナゴ資源調査に係る試験びきのための経費について助成している。

しかし、業務方法書においては、助成事業に係る対象経費の範囲について具体的に定められておらず、特に管理費については裁量的に運用されているということであった。実務上、著しく不合理なものについては、基金における決裁の過程で助成対象経費として認められず、また、過去にそのような申請はなかったということであるが、事務事業の明瞭性、公平性の観点から、助成対象経費について具体的に明文化するとともに、試験びき業務を手伝う乗組員の食事代や会議費等について1人当たり助成額に係る上限を規則等で定めることが望まれる。

③ 選択性漁具の開発に係る水産試験場等との連携について（意見）

水産業振興基金では、資源管理型漁業を推進すべく、選択性漁具等の導入に要する経費についても助成している。具体的には、業務方法書の定めるとおり、漁網に係る取得費用の4分の3以内を交付している。一方、水産試験場では、漁網の網目拡大や3段の魚捕り等、漁具の開発を行い、漁獲圧の低減を図っている。

しかし、水産業振興基金が行う選択性漁具導入に係る助成事業においては、水産試験場が地先の漁家と共同して行う漁具の開発について情報の共有がなされていない。

当該事業をより適切に進めていくために、今後は水産業振興基金と水産試験場等の間で情報共有に努めていくことが望まれる。

④ 仕組債の保有について（意見）

平成26年度末における投資有価証券残高は、基本財産で62億2,326万円、特定資産で10億4,000万円、合計72億6,326万円となっている。このうち、4銘柄20億円は仕組債を保有している。

水産業振興基金の運用対象商品は、資金運用規程において、銀行等への円建て預貯金、あるいは日本国債、国内地方債又は日本政府保証債（円建ての固定利付債に限る。）に限定されているが、資金運用規程の平成25年6月の改正までは、仕組債での運用も可能とされており、当該改正の経過措置として、「現に運用している資産については、これが償還されるまでの間は、なお従前の例による。」とされている。

保有する仕組債はすべて、平成24年度以前に購入したものであるが、国

債と比較して高利回りであり、また下限金利が0%、すなわち元本を毀損する可能性はない仕組債であったことから、各事業の財源を確保するために購入したとのことである。

当該仕組債は、平成26年度末において時価が帳簿価額を上回っており問題はないものの、利息受取額がゼロとなるリスクがあり、償還までの期間が30年近くに及ぶため、状況が変動することを踏まえ、具体的な対応方法等について検討することが望まれる。

XVIII 愛知県漁業信用基金協会

1. 団体の概要

愛知県漁業信用基金協会（以下、「漁業信用基金協会」という。）は、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的としている。

2. 漁業信用基金協会の事業について

① 安定した運営の確保について（意見）

漁業信用基金協会は、保険料等の事業直接費は保証料等の事業収入、給与手当等の事業管理費は有価証券利息等の財務収益を財源として運営することを基本としている。

しかし、依然として続く低金利のもとでの基金の運用利回りの低迷によって、財務収益で事業管理費を賄うことが難しくなっている。

漁業信用基金協会は、漁業者等への必要な資金の円滑な融通を通じて、県の水産業振興施策において重要な役割を担っているため、将来においても安定した運営を確保していくことが望まれる。

XIX 農地計画課

1. 土地改良法に関する事務手続について

① 土地改良区の統廃合に向けた指導について（意見）

農林政策課の「2015年度版 農業の動き」によれば、平成25年現在、本県には大小合わせて107の土地改良区が存在している。

県においては、土地改良区の健全な組織運営を図るため、平成元年度に愛知県土地改良区統合整備基本計画を作成しており、土地改良区の統合整備に

向けた取組に対して支援している。

平成元年度に基本計画を策定して以降、土地改良区は当初の 189 から 107 と減少している。しかし、合併のためには賦課基準や保有資産の調整、また解散のためには組合員の特定や管理施設の処理方法等の課題を解決しなければならないことから、策定当初の計画どおりに進まないとのことである。

したがって、地区内における各種土地改良事業の総合的な施行等に支障を来している土地改良区に対しては、このような課題の解決に向けて積極的な指導を行う等、引き続き、土地改良区の経営基盤の強化に向けて取り組んでいくことが望まれる。

XX 林務課

1. 担い手の育成・確保について

① 林業労働者の確保・育成に係る長期的な目標について（意見）

「食と緑の基本計画 2015」の施策目標の 1 つとして新規林業就業者（林業事業体に新たに雇用された労働者数）の確保を掲げ、2015 年次の目標値達成は現実的となっている。また、年間作業延べ日数については増加しているとのことであり、林業従事者の所得状況が改善する一因となっている。

しかし、林業労働者は、平成 15 年次から平成 20 年次の減少率が 14%、平成 20 年次から平成 25 年次の減少率は 8% で下げ止まりの兆しを見せているものの、減少に歯止めがかかったとまではいえない状況にある。

このまま林業労働者の減少が継続した場合、いくら年間作業延べ日数が増加しても、施策の柱の取組に掲げる「持続可能な林業の実現」がいずれ困難になることが危惧される。

したがって、「持続可能な林業の実現」に必要な林業労働力を確保していくことができるよう必要な措置を検討することが望まれる。

2. あいち木づかいプランについて

① 県産木材利用の促進について（意見）

県が整備する低層の建築物については、原則木造化とし、木造化がなじまない、あるいは困難な施設については、内装等の木質化を進めることが方針として掲げられている。

県産木材の利用は、地域の森林整備を促進し、水源のかん養や県土の保全、さらに近年では生物多様性の保全など、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて、県民生活の安定に寄与している。また、林業、林産業の振興を推進することとなり、山村振興につながる。さらに、炭素固定による地球温暖化の防

止、再生産が可能な資源として循環型社会への貢献など、県民生活に対する新たな役割が注目されている。

このため、県はさらに県産木材利用を高めることが望まれる。

3. 地域森林計画について

① 長期的な視点による森林資源の循環利用について(意見)

我が国の森林資源は、特に戦後造成された人工林が利用期を迎えつつあり、また、循環利用の観点からは、木材を積極的に収穫(伐採)して、その利用を拡大していくことが求められる状況にある。「森林整備保全事業計画」においては、利用可能な育成単層林について、適切な主伐・再造林や育成複層林への誘導を推進することにより、齢級構成の平準化と平均林齢の若返りを図るとともに、森林の整備に当たっては、林業・木材産業の成長産業化に向けて、充実した森林資源を積極的に活用しながら、森林の有する多面的機能の発揮を図ることが重要な課題としている。

したがって、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の継続的利用を可能とする、長期的な視点による森林資源の循環利用を推進するために、主伐を含めた木材生産量の目標を設定し、その実施状況を評価していくことが望まれる。

XXI 森林保全課

1. 間伐について

① 間伐材利用促進について(意見)

県には、森林や林業に関する試験研究を行っている愛知県森林・林業技術センターがある。

当該施設では、重点研究目標のひとつとして、木材資源の効率的な利用技術の開発に関する試験研究も行っており、例えば、木材住宅等の構造設計に用いる「愛知県版横架材スパン表」を作成し、建築設計関係者への普及に努めるとともに、県産材の構造設計の手間を省略し、間伐材を含む県産材の利用促進につながる実績も挙げている。

そのため、今後は当該施設でさらに試験研究の充実がなされ、間伐材の利用価値をさらに上げるような新たな活用方法が開発されることが望まれる。

2. 林業振興対策事業費(小規模林道事業費)補助金について

① 森林施業プランナー、森林総合監理士等の活用促進について(意見)

林道整備事業については、局地的な観点のみならず、工事相互間での影響

を総括して吟味する等、周辺環境への配慮を十分に考慮する必要があり、地域の森林整備計画の一環で遂行されるべきである。林野庁や各都道府県等においては、森林施業地の団地化をして路網整備と一体となった森林整備を行うため、森林施業プランナーや森林総合監理士等の人材育成に力が入れられている。

往査した各農林水産事務所で資料を閲覧した範囲では、各施行主体において、これらの専門家に業務が委託されている例は見受けられなかった。実際に、専門家と業務を連携することは稀とのことである。

よって、新規路線の計画時には、森林施業プランナーや森林総合監理士のような人材の活用を推進することが望まれる。

XXII 森林・林業技術センター

1. 機関の概要

愛知県森林・林業技術センター（以下、「森林・林業技術センター」という。）は、試験研究、普及指導との連携強化、林業後継者等に対する研修、林木育種事業による優良種苗養成などの業務を進めている。

2. 試験研究等について

① 劇物における「物品管理簿」と現物の不一致について（指 摘）

森林・林業技術センターで保管されている毒物及び劇物については、毎月1回、「物品管理簿」と現物の照合を行っている。

監査人補助者が自ら現物の確認を行ったところ、木材加工棟で保管されている劇物のうち、塩化すず（IV）の未使用1本が、誤って塩化バリウムの物品管理簿に記録されていた。当該劇物は平成26年4月1日以降において受払がなく、1年以上に渡って「物品管理簿」と現物の不一致となっていた。

当該不一致は、「物品管理簿」と現物の照合が確実に実施されていれば、発見できたものと考えられることから、当該照合作業の徹底を図る必要がある。

② 長期にわたって受払いのない毒物及び劇物について（意 見）

平成26年度の「物品管理簿」について、全体の通査を行ったところ、ほとんどの毒物及び劇物で受払いの実績がなかった。

これらの毒物等は、当該試験研究期間中は使用していたものの、終了後は使用機会が全くないとのことである。

管理リスクを低減するという観点からも、森林・林業技術センターにおいて今後も使用が見込めない毒物等については、適切に廃棄処理を行う等、保

管する毒物等の定期的な見直しを行うことが望まれる。

③ 宿泊棟の有効活用について（意見）

森林・林業技術センターは新城市に所在し、名古屋市等の本県都心部からは遠隔地にあることもあり宿泊棟が整備されている。

しかし、平成 23 年度をピークに利用日数及び利用人数は減少している。また、年間の利用可能日数が 240 日前後であることを考慮すると、直近 5 年間の利用日数は低水準にある。

規程第 2 の 3 について、大学の関係者で、森林・林業関係の技術向上を目的に森林・林業技術センターで研究活動する者のうち、宿泊を希望する者で、所長が適当と認めた者に限って宿泊棟の利用が認められることとなっているが、大学の関係者以外の研究者等の利用についても認めることにより、有効活用することが望まれる。

④ 外部資金による試験費の安定的な獲得について（意見）

平成 26 年度の森林・林業技術センターの試験費のほとんどは諸収入等の外部資金で賄っている。

今後も試験研究を確実に実施するためには、外部資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要があるため、過去において外部資金を獲得した際に得られた、研究の企画等のノウハウを蓄積していくことが望まれる。